

平成二十五年法律第二十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第六条の二）	第二章 個人番号（第七条—第十六条）	第三章 個人番号カード（第十六条の二—第八条の二）	第四章 特定個人情報の提供	第五章 特定個人情報の提供の制限等	第六章 第一節 特定個人情報の保護	第六章 第二節 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供
九条・第二十条	九条・第二十一条	八条の二	九条	九条・第二十条	第一条—第二十九条の四	第一条—第二十九条の四
（第三十三条—第三十八条）	（第三十三条—第三十八条）	（第三十二条）	（第三十八条の二—第三十八条）	（第三十九条—第四十二条）	（第三十九条—第四十二条）	（第三十九条—第四十二条）
附則	附則	附則	附則	附則	附則	附則
第七章 法人番号（第三十九条—第四十二条）	第八章 雜則（第四十三条—第四十七条）	第九章 罰則（第四十八条—第五十七条）	（十三）	（十四）	（十五）	（十六）

この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理するとの間ににおける迅速な情報の授受を行うことができるようとするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他利便性の向上を得られるようにするために

必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第八項に規定する行政機関をいう。第二条第一項に規定する個人情報保護法第一条第九項に規定する独立行政法人等をいう。

第三条 この法律において「個人情報」とは、個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報をいう。

第四条 この法律において「独立行政法人等」とは、個人情報保護法第二条第六項において同じ。）に記載された転出の予定年月日

第五条 住所（国外転出者（住民基本台帳法第十一条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあっては、国外転出者である旨及びその国外転出届（同号に規定する国外転出届をいう。第十七条第六項において同じ。）に記載された転出の予定年月日）

第六条 生年月日

第七条 性別

第八条 個人番号

第九条 その他政令で定める事項

第十条 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に對応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

第十一条 この法律において「個人番号コード」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するため指定されるものをいう。

第十二条 この法律において「個人番号カード」とは、個人番号に對応し、当該個人番号をその内容に含む個人情報を（個人番号コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

第十三条 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第九条第一項から第三項までの規定によりその保有する特定個人情報をファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するため必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

第十四条 この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第四項の規定により個人番号利用事務について行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

第十五条 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

第十六条 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

第十七条 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地

る者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置が講じられたものをいう。

二 住所（国外転出者（住民基本台帳法第十一条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあっては、国外転出者である旨及びその国外転出届（同号に規定する国外転出届をいう。第十七条第六項において同じ。）に記載された転出の予定年月日）

三 生年月日

四 性別

五 個人番号

六 その他政令で定める事項

七 第二節 個人情報保護法の特例等（第三十条）

八 第一節 特定個人情報保護評価等（第二十七

九 第二節 情報提供ネットワークシステムによる利

用の特典（第二十一条）

十 第二節 個人情報保護法の特例等（第三十条）

十一 第二節 個人情報保護法の特例等（第三十条）

十二 第二節 個人情報保護法の特例等（第三十条）

十三 第二節 個人情報保護法の特例等（第三十条）

十四 第二節 個人情報保護法の特例等（第三十条）

方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第八号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元しがちない通信の方法を用いて行われる第十九条第八号又は第九号の規定による利用特定個人情報の提供を管理するために、第二十二条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が設置し、及び管理するものをいう。

五 個人番号

六 その他政令で定める事項

七 第二節 個人情報保護法の特例等（第三十条）

八 第一節 特定個人情報保護評価等（第二十七

九 第二節 情報提供ネットワークシステムによる利

用の特典（第二十一条）

十 第二節 個人情報保護法の特例等（第三十条）

十一 第二節 個人情報保護法の特例等（第三十条）

十二 第二節 個人情報保護法の特例等（第三十条）

十三 第二節 個人情報保護法の特例等（第三十条）

十四 第二節 個人情報保護法の特例等（第三十条）

第三条 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行わなければならない。

一 行政事務の処理において、個人又は法人そ

の他の団体に関する情報の管理を一層効率化

するとともに、当該事務の対象となる者を特

定する簡単な手続を設けることによつて、国

民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資

すること。

二 情報提供ネットワークシステムその他の団

体に準ずる情報システムを利用して迅速かつ安

全に情報の授受を行い、情報を共有すること

によつて、社会保障制度、税制その他の行政

分野における給付と負担の適切な関係の維持

を図ること。

三 個人又は法人その他の団体から提出された

情報については、これと同一の内容の情報の

提出を求めることを避け、国民の負担の軽減

を図ること。

四 個人番号を用いて収集され、又は整理され

た個人情報が法令に定められた範囲を超えて

利用され、又は漏えいすることがないよう、

その管理の適正を確保すること。

五 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の

推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行

政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に

資することを旨として、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野における利用の促進を図るとともに、行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

個人番号カードの利用に関する施策の推進は、個人番号カードが第一項第一号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、行政事務の処理における本人確認の簡単な手段としての個人番号カードの利用の促進を図るとともに、カード記録事項が不正な手段により収集されることがないよう配慮しつつ、行政事務以外の事務の処理において個人番号カードの活用が図られるように行われなければならない。

個人番号の利用に関する施策の推進は、情報提供ネットワークシステムが第一項第二号及び第三号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、個人情報の保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関、地方公共団体その他行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならない。

(国の責務)

国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するため必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

2 國は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第六条 個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の特性に応じた施策を実施するものとする。

が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(特定個人情報の正確性の確保のための内閣総理大臣の支援)

第二章 個人番号
(指定及び通知)

第七条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳法第三十条の三第二項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。

2 市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めた個人番号とすべき番号をその者の個人番号として速やかに、その者の従前の個人番号に代えて、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。

(個人番号の生成)

3 市町村長は、前二項の規定による通知をするときは、当該通知を受けた者が個人番号カードの交付を円滑に受けることができるよう、当該交付の手続に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前三项に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による通知に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(個人番号とすべき番号の生成)

2 機構は、前項の規定により市町村長から個人番号とすべき番号の生成を求められたときは、政令で定めるところにより、次項の規定により設置される電子情報処理組織を使用して、次に

掲げる要件に該当する番号を生成し、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする。

一 他のいずれの個人番号（前条第二項の從前までの個人番号を含む。）とも異なること。

二 前項の住民票コードを変換して得られるものであること。

三 前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。

機構は、前項の規定により個人番号とすべき番号を生成し、並びに当該番号の生成及び市町村長に対する通知について管理するための電子情報処理組織を設置するものとする。

(利用範囲)

第九条 別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により表の当該各項の下欄に掲げる事務の全部若しくは一部を行なうこととされている者又は当該事務に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、当該事務の性質が同表の当該各項の下欄に掲げる事務と同一であることその他の政令で定めに適合する事務に限る。）として主務省令で定めるもの（以下この項において「準法定事務」という。）を処理する者として主務省令で定めるもの（第十九条第八号において「準法定事務処理者」という。）がある場合にあっては、その者を含む。第四項において同じ。）は、同表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。同号において同じ。）の処理に關して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができます。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいふ。以下同じ。）又は防災に関する事務その他の事務であつて条例で定めるもののに依存する事務であつて保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができます。

3 法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍

（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第一百九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録することができる物を含む。）をもつて調製されたものに限る。以下この項及び第四十五条の二第一項において同じ。）の副本に記録している）に伴う政令で定める措置をいう。以下同じ。）を行なうことにより作成することができる戸籍又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。）

4 情報の電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。以下同じ。）

5 本法の施行後、当該政令で定める期限までに、当該各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。同号において同じ。）の処理に關して保有する特定個人情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであつて、情報提供用個人識別符号（同号第八号又は第九号の規定による利用特定個人情報の提供を管理し、及び当該利用特定個人情報を検索するため必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同号第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ。）をその内容に含むものをいう。以下同じ。）の提供に關する事務の処理に關して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

6 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十一条、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）第二十七号、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十四項、第七十条の二の二、第二十九項若しくは第七十条の二の三第十六項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、所得税法（昭和四十年法律第三

(十三号) 第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法(昭和四十九年法律第百六号)第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)第四条第一項若しくは第四条の三第一項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和三年法律第三十九号)第六条第一項その他の法令又は条例の規定により、別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に必要とされる他の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者うち所得税法第二百五十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、デジタル庁令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

前各項に定めるもののほか、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができます。

(再委託)

第十一条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務(以下「個人番号利用事務等」という。)の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者とみなされる。

第二条 第二項第十三項、前条第一項から第四項まで並びに前項の規定を適用す

(委託先の監督)

第十二条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第十三条 個人番号利用事務実施者(第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。)は、次条第二項及び第十九条第一号において同じ。は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るために同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るよう努めなければならない。

(提供の要求)

第十四条 個人番号利用事務等実施者(第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。)は、個人番号利用事務等を処理するためにはあるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に對し個人番号の提供を求めて同じ。は、個人番号利用事務等を処理するためにはあるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者(政令で定めるものに限る。第十九条第五号において同じ。)は、個人番号利用事務を処理するためにはあるときは、住民基本台帳に記録されている者であつて前項の規定により第一項の申請を市町村の長を経由して行うもの(当該市町村の長により次条第一項第二号に掲げる措置がとられた者に限る。)のうち個人番号カードの交付を速やかに受けける必要がある者として政令で定めるものに該当する者は、当該申請に併せて、機構から個人番号カードの送付を受けることを希望する旨の申出をすることができる。

第十五条 何人も、第十九条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができ

る場合を除き、他人(自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。第二十条において同じ。)に対し、個人番号の提供を求めてはならない。

(本人確認の措置)

第十六条 個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他の者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

第三章 個人番号カード

(個人番号カードの発行等)

第十七条 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者又は戸籍の附票に記録されている者(国外転出者である者に限る。第四項において同じ。)の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを作成するものとする。

前項の申請は、機構に対して、直接に又は個人番号カードの交付を受けようとする者が記録されている住民基本台帳(国外転出者にあっては、戸籍の附票。以下この項及び第五項において同じ。)を備える市町村の長(当該市町村以外の市町村の長を経由して申請する)が申請する者が記録されている住民基本台帳(国外転出者にあっては、戸籍の附票。以下この項及び第五項において同じ。)を備える市町村の長(当該市町村の長に対し、当該個人番号カードを作成した旨を通知するとともに、政令で定めるところにより、当該申出に係る領事官又は市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

機構は、個人番号カードに関する状況並びに個人番号カードの運用に関する状況の管理その他の総務省令で定める事務を行うものとする。

第十八条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者又は当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者(国外転出者である者に限る。)に対し、前条第五項から第七項までの規定による送付又はその作成についての通知を受けたその者に係る個人番号カードを直接に又は機構若しくは同条第四項の申出に係る領事官若しくは市町村長を経由して交付するものとする。この場合において、当該交付を行う市町村長(次項から第五項まで及び第十八条の二第三項において「交付市町村長」という。)は、その者に係る住民票又は戸籍の附票に記載されている氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項であつて政令で定めたもの並びに当該住民票に記載されている個人番号(その者に係る住民票が消除され

令で定めるもの（以下「利用特定個人情報」という。）を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣（法令の規定により当該利用特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、当該利用特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

九 条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち特定個人番号利用事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。）が政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務を処理するためには必要な利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な利用特定個人情報を記録されたものに限り、当該事務を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

十 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第七十二条の五十八、第三百七十七条、第三百二十五条又は第七百三十九条の第五第七項の規定その他政令で定める同法若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）又は国税（国税通則法第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定によ

り国税又は地方税若しくは森林環境税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十一 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十二 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第五項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第一項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第四項に規定する書面（所得税法第二百二十五条第一項（第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するためには必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十三 第三十五条第一項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提供するとき。

十四 第三十八条の七第一項の規定により求められた特定個人情報を総務大臣に提供すると同様に、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事案件の捜査、租税に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十一号）第一条の規定により行う審査若しくは

会計検査院の検査（第三十六条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その事務を処理するためには必要な限度で政令で定める公益上の必要があるとき。

十六 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十七 その他これらに準ずるものとして個人情報を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

第十二節 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供（情報提供ネットワークシステム）

第二十一条 内閣総理大臣は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

（情報提供ネットワークシステム）

第二十二条 内閣総理大臣は、情報照会者から第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求めがあつたときは、当該利用特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該利用特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十八条（第三項及び第五項を除く。）の規定に違反する事実があつたと認める場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に對して利用特定個人情報の提供の求めがあつた旨を通知しなければならない。

（情報提供用個人識別符号の取得）

第二十三条の二 情報照会者又は情報提供者（以下この条において「情報照会者等」という。）は、情報提供用個人識別符号を内閣総理大臣から取得することができる。

ジタル庁令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を、機構（第九条第三項の法務大臣である情報提供者にあつては、当該個人の本籍地の市町村長及び機関を通じて内閣総理大臣に對して通知し、及び内閣総理大臣が当該取得番号と共に当該情報提供用個人識別符号を、当該情報照会者等に對して通知する方法により行うものとする。

三 情報照会者等、内閣総理大臣、機関及び前項の市町村長は、第一項の規定による情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を行ふ目的の達成に必要な範囲を超えて、取得番号を保有してはならない。

四 前項に規定する者は、同項に規定する目的以外の目的のために取得番号を自ら利用してはならない。

五 第十九条（第六号及び第十三号から第十七号までに係る部分に限る。）の規定は、第三項に規定する者による取得番号の提供について準用する。この場合において、同条中「次の」とあるのは、「第二十二条の二第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条第十三号中「第三十五条第一項」とあるのは、「第二十二条の二第八項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

六 前項（次項において準用する場合を含む。）において準用する第十九条（第六号及び第十三号から第十七号までに係る部分に限る。）の規定により取得番号の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該取得番号を保有してはならない。

七 第四項及び第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、第四項中「同項に規定する」とあるのは、「その提供を受けた」と読み替えるものとする。

八 第六章の規定は、取得番号の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは、「第二十二条の二第三項又は第六項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十五号」とあるのは、「第二十二条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する第十九条第十五号」と読み替えるものとする。

（利用特定個人情報の提供）

第二十四条 情報提供者は、第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて第二十

一条第二項の規定による内閣総理大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該利用特定個人情報の提供を提供しなければならない。前項の規定による利用特定個人情報の提供があつた場合において、他の法令の規定により当該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(情報提供等の記録)

第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

一 情報照会者及び情報提供者の名称

二 提供の求めの日時及び提供があつたときはその日時

三 利用特定個人情報の項目

四 前三号に掲げるもののほか、デジタル庁令で定める事項

五 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該利用特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワーカシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

六 個人情報保護法第七十八条第一項（個人情報保護法第二百二十五条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

七 内閣総理大臣は、第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。

(秘密の管理)

又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。)に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のため、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務)

第二十五条 情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者は従事していた者は、その業務に関する限り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(第十九条第九号の規定による利用特定個人情報の提供)

第二十六条 第二十一条(第一項を除く。)から前条までの規定は、第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による利用特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による利用特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十二条第一項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、第十九条第九号の規定により提供することができる利用特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る利用特定個人情報が当該限定された利用特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同二十四条中「情報提供等事務」(第十九条第八号)とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」(第十九条第九号)と、「情報提供等事務」と読み替えるものとする。

第五章 特定個人情報の保護

第一節 特定個人情報保護評価等

第二十七条 委員会は、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報保護評価等の規定による利用特定個人情報の提供の求め

危険性及び影響に関する評価をいう。)を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講すべき措置を定めた指針(次項及び次条第三項において単に「指針」という。)を作成し、公表するものとする。

2 委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるとときは、これを変更するものとする。

(特定個人情報保護評価)

第二十八条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル(専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面(以下この条において「評価書」という。)を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に從事する者の数

二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量

三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況

四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要

五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等の方式

六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置

七 前各号に掲ぐるものほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

4 行政機関の長等は、第二項の規定により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。

5 前項の規定により評価書が公表されたときは、個人情報保護法第七十四条第一項の規定による通知があつたものとする。

6 行政機関の長等は、評価書の公表を行つてない特定個人情報ファイルに記録された情報を第十九条第八号若しくは第九号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることは、当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供をこれらの規定により求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第二十九条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等を処理するためには必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(研修の実施)

第二十九条の二 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するためには必要なサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十二条において同じ。)の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。

(委員会による検査等)

第二十九条の三 特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び機関は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取り扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。

特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に対して当該特定個人情報の取扱いの状況について報告するものとする。

(特定個人情報の漏えい等に関する報告等)

第二十九条の四 個人番号利用事務等実施者は、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、

個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人番号利用事務等実施者が、他の個人番号利用事務等実施者から当該個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた場合であつて、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人番号利用事務等実施者に通知したときは、この限りでない。

前項に規定する場合には、個人番号利用事務等実施者(同項ただし書の規定による通知をしたものと除く)は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2
個人情報保護法の特例等

(個人情報保護法の特例)

第三十条 行政機関等(個人情報保護法第二十五条第二項の規定により個人情報保護法第二条第五十一条第三号に規定する独立行政法人等又は同項第四号に規定する地方独立行政法人とみなされる個人情報保護法第五十八条第一項各号に掲げる者(次条第一項において「みなし独立行政法人等」という。)を含む)が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第二十三条(第二十六条において準用する場合を除く。)に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、個人情報保護法第六十九条第二項及び第六十一条第一項(第一号)に規定する個人情報を保護するため必要がある場合であつて、本人の同意が得られることが困難であるとき

規定期限内に個人情報を提出するときは、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

個人情報を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

前項に規定する場合には、個人番号利用事務等実施者(同項ただし書の規定による通知をしたものと除く)は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、当該個人番号利用事務等実施者が、他の個人番号利用事務等実施者から当該個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた場合であつて、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人番号利用事務等実施者に通知したときは、この限りでない。

前項に規定する場合には、個人番号利用事務等実施者(同項ただし書の規定による通知をしたものと除く)は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、当該個人番号利用事務等実施者が、他の個人番号利用事務等実施者から当該個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた場合であつて、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人番号利用事務等実施者に通知したときは、この限りでない。

第三項	第一条 第二項 第九条 第八	号 第二項 第一項 第六	第十条 第九条 第六	第十二条 第九条 第六	第一条 第九条 第六	第十条 第九条 第六	定の規則による個人情報保護法の規定	読み替えられる字句
ないばなれき	配慮しなければならない。	本人の同意があるとき、又は本人に提供するときは、本人の同意がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき	自ら利用する	自ら利用する	自ら利用してはならない	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	読み替える字句
ないばなれき	配慮しなければならない。	この場合において、行政機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき	自ら利用する	自ら利用する	自ら利用してはならない	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	読み替える字句

第一条 第十项 第八九	号 第一条 第一項 第八九	第十条 第九条 第六	第八项 第九条 第八	第五项 第九条 第八
項及び第二項及第	又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されたりするとき	定める	定める
条第十九条第	又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されたりするとき	又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されたりするとき	適用する第八十九条第三項の規定により読み替えられることができる	適用する第八十九条第三項の規定により読み替えられることができる

二号 第二项 第一百条 第五百条 第三十三条 第二十条 第二项 第一百零一条 第二项 第一百零二条 第二项 第一百零三条 第二项 第一百零四条 第二项 第一百零五条 第二项 第一百零六条 第二项 第一百零七条 第二项 第一百零八条 第二项 第一百零九条 第二项 第一百一十条 第二项 第一百一十一
--

保有しようとする特定個人情報（第二十三條第一項及び第二項（これららの規定を第二十六条に定める記録に記録されたものを除く。）に関する規定は、個人情報保護法第十八条第三項第三号から第六号まで、第二十条第二項及び第二十七条から第三十条までの規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用についても、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。
読み替える字句
読み替える字句

人等については、個人情報保護法第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定（この規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。）に適用する。この場合において、地方法の規定により、当該手数料を減額し、又は免除することがで
読み替える字句
読み替える字句

利用等に関する法律（平成二十一年法律第二十七号）第三十一条第一項の規定により読み替えるときは、行政手続における特定期の例により、当該手数料を減額し、又は免除することがで
読み替える字句
読み替える字句

人等については、個人情報保護法第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定（この規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。）に適用する。この場合において、地方法の規定により、当該手数料を減額し、又は免除することがで
読み替える字句
読み替える字句

第四項	第八項	一項	第六項	第一項	第六項	第五項	第四項
第十九条	第十八条	第十九条	第十六条	第十九条	第十六条	第十五条	第十四条
独立行政法人等に請求をす る者は、行 政手続における特定の個人 を識別するための番号の利 用等に関する法律第二十三 条第一項及び第二項（これ らの規定を同法第二十六条 において準用する場合を含 む。第九十七条において同 じ。）に規定する記録の開 示を請求されたときは、当 料を納めることによ り、手数料を請求されたとき は、當該違反行為が行われた 場合において、個人の重大な 権利利益を害する事実がある ため緊急に措置をと る必要があると認めるとき は、当該違反行為を	、開示請求を受けた者は、行 政手続における特定の個人 を識別するための番号の利 用等に関する法律第二十三 条第一項及び第二項（これ らの規定を同法第二十六条 において準用する場合を含 む。第九十七条において同 じ。）に規定する記録の開 示を請求されたときは、当 料を納めることによ り、手数料を請求されたとき は、當該違反行為が行われた 場合において、個人の重大な 権利利益を害する事実がある ため緊急に措置をと る必要があると認めるとき は、当該違反行為を	請求者及び開示 請求を受けた者 、開示請求者及び開示請求 を受けた者	い はなら し、又は 提供して 自ら利用 し、又は 自ら利用してはなら ない	法令に基 づく場合 を除き、 利用目的 自ら利用 し、又は 提供して 自ら利用してはなら ない	読み替え られる字 句 読み替える字句 読み替える字句 読み替える字句	読み替え られる字 句 読み替える字句 読み替える字句 読み替える字句	読み替え られる字 句 読み替える字句 読み替える字句 読み替える字句

第三十三条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関して、必要な指導及び助言をすることができる。（勧告及び命令）	第三十四条 委員会は、特定個人情報の取扱いに関する法律の規定に違反する行為が行われた場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。	第三十五条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関する質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
第三十六条 前三条の規定は、各議院審査等が行われる場合又は第十九条第十五号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得しない。	第三十七条 委員会は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に際し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、内閣総理大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。	第三十八条 第二項の規定は、機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。（機構の役職員等の秘密保持義務）
第三十八条の二 委員会は、前項の規定により同項の措置をとるべき旨を勧告することができる。（内閣総理大臣に対する意見の申出）	第三十九条 委員会は、前項の規定により同項の措置をとるべき旨を勧告することができる。（内閣総理大臣に対する意見の申出）	第三十九条の二 機構は、機構処理事務等の実施に関する意見を述べることができる。（内閣総理大臣に対する意見の申出）
第三十九条の三 機構は、機構処理事務等の実施に関する意見を述べることができる。（内閣総理大臣に対する意見の申出）	第三十九条の四 機構は、機構処理事務等の実施に関する意見を述べることができる。（内閣総理大臣に対する意見の申出）	第三十九条の五 機構は、機構処理事務等の実施に関する意見を述べることができる。（内閣総理大臣に対する意見の申出）

第三十九条の六 機構は、機構処理事務等の実施に関する意見を述べることができる。（内閣総理大臣に対する意見の申出）	第三十九条の七 機構は、機構処理事務等の実施に関する意見を述べることができる。（内閣総理大臣に対する意見の申出）	第三十九条の八 機構は、機構処理事務等の実施に関する意見を述べることができる。（内閣総理大臣に対する意見の申出）
第三十九条の九 機構は、機構処理事務等の実施に関する意見を述べることができる。（内閣総理大臣に対する意見の申出）	第三十九条の十 機構は、機構処理事務等の実施に関する意見を述べることができる。（内閣総理大臣に対する意見の申出）	第三十九条の十一 機構は、機構処理事務等の実施に関する意見を述べることができる。（内閣総理大臣に対する意見の申出）
第三十九条の十二 機構は、機構処理事務等の実施に関する意見を述べることができる。（内閣総理大臣に対する意見の申出）	第三十九条の十三 機構は、機構処理事務等の実施に関する意見を述べることができる。（内閣総理大臣に対する意見の申出）	第三十九条の十四 機構は、機構処理事務等の実施に関する意見を述べることができる。（内閣総理大臣に対する意見の申出）
第三十九条の十五 機構は、機構処理事務等の実施に関する意見を述べることができる。（内閣総理大臣に対する意見の申出）	第三十九条の十六 機構は、機構処理事務等の実施に関する意見を述べることができる。（内閣総理大臣に対する意見の申出）	第三十九条の十七 機構は、機構処理事務等の実施に関する意見を述べることができる。（内閣総理大臣に対する意見の申出）
第三十九条の十八 機構は、機構処理事務等の実施に関する意見を述べることができる。（内閣総理大臣に対する意見の申出）	第三十九条の十九 機構は、機構処理事務等の実施に関する意見を述べることができる。（内閣総理大臣に対する意見の申出）	第三十九条の二十 機構は、機構処理事務等の実施に関する意見を述べることができる。（内閣総理大臣に対する意見の申出）

<p>第三十八条の六 総務大臣は、機構処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、機構処理事務の実施に関し監督上必要な命令をすることができる。</p> <p>(報告及び立入検査)</p>	<p>第三十八条の七 総務大臣は、機構処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、機構処理事務の実施の状況に關し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、機構の事務所に立ち入りさせ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>(個人番号カード関係事務に係る中期目標)</p>	<p>第三十八条の八 主務大臣は、個人番号カード関係事務(第十六条の二及び第十七条第三項の規定により機構が処理する事務並びに電子署名等に係る地方公共団体情報システム)機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三十九条第一項に規定する認証事務をいいう。以下この条から第三十八条の十二までにおいて同じ)の実施に關し、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。</p> <p>一 中期目標の期間(前項の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。第三十八条の十</p> <p>二 その他個人番号カード関係事務に係る業務の質向上に関する事項</p> <p>三 個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に関する事項</p> <p>四 その他個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する重要な事項</p> <p>(個人番号カード関係事務に係る中期計画)</p>
--	--	---

<p>二 個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置</p>	<p>三 その他主務省令で定める個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する事項</p>	<p>2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 個人番号カード関係事務に係る業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置</p>
---	--	---

<p>二 その他の評価を行った結果を明らかにした報告書を主意するなどして、中期計画に定めた目標を達成するためとするべき措置</p>	<p>三 中期計画が前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の適正かつ確實な実施上不適當となつたと認めるときは、機構に対し、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。</p>	<p>2 中期計画の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。</p>
---	--	---

<p>二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度、当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができ</p>	<p>三 第三十八条の十一 機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならぬ。</p> <p>一 第一项第二号及び第三号において同じ。二 個人番号カード関係事務に係る業務の質の向上に関する事項</p> <p>三 個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に関する事項</p> <p>四 その他個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する重要な事項</p> <p>(個人番号カード関係事務に係る中期計画)</p>	<p>三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事務の実績(財務大臣との協議)</p> <p>四 第三十八条の十二 国は、機構に對し、予算の範囲内において、個人番号カード関係事務に係る業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができ</p>
--	--	--

<p>四 第四十一条 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等(以下この章において「行政</p>	<p>三 第三十九条 国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等(国)の機関、地方公共団体及び会社法(平成十七年法律第八十六号)その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団若しくは財團で代表者若しくは管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。)であって、所得税法(昭和四十年法律第三十四号)第百四十八条、第百四十九条若しくは第五十条又は消費税法(昭和六十三年法律第八号)第五十七条の規定により届出書を提出することとするとともに、公表しなければならない。</p> <p>二 第三十八条の九 第一項の規定による認可を受ける評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。</p> <p>三 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。</p> <p>四 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。</p>	<p>三 第三十九条 国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等(国)の機関、地方公共団体及び会社法(平成十七年法律第八十六号)その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団若しくは財團で代表者若しくは管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。)であって、所得税法(昭和四十年法律第三十四号)第百四十八条、第百四十九条若しくは第五十条又は消費税法(昭和六十三年法律第八号)第五十七条の規定により届出書を提出することとするとともに、公表しなければならない。</p> <p>二 第三十八条の九 第一項の規定による認可を受ける評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。</p> <p>三 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。</p> <p>四 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。</p>
---	---	---

機関の長等」という。)は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報(法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができるものをいう。第四十二条において同じ。)の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

2 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について情報の提供を求めることができる。

(資料の提供)

第四十一条 国税庁長官は、第三十九条第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第七条(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する会社法人等番号(会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものに限る。)その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第三十九条第一項若しくは第二項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第四項の規定による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。(正確性の確保)

第四十二条 行政機関の長等は、その保有する特定法人情報について、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(指定都市の特例)

第四十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(次項において単に「指定都市」という。)に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区及び総合区を市と、区長及び総合区長を市長とみなす。

2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをとることができる。

第四十四条 第七条第一項及び第二項、第八条第一項(附則第三条第四項において準用する場合

を含む。)、第十六条の二第二項及び第六項、第十七条第一項から第五項まで及び第七項(同条第八項において準用する場合を含む。)、第二十条の二第二項(情報提供者が第九条第三項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。)(権限又は事務の委任)

第四十五条 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令)で定めるところにより、第二章、第四章、第五章及び前章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができます。

(戸籍関係情報作成用情報に係る個人情報保護法の特例)

第四十五条の二 法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報の作成に関する事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報(戸籍関係情報を作成するために戸籍又は除外された戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報(戸籍関係情報を除く。))を保有してはならない。

2 法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成に関する事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、当該事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

(政令への委任)

第四十六条 この法律における主務省令は、デジタル手令・総務省令とする。

(政令への委任)

第四十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(第九章 罰則)

第四十八条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは確認する事務に従事する者又は從事していた者は、その業務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 法務大臣は、第一項に規定する目的以外の目的のために戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

3 第十九条(第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る。)の規定は、法務大臣による戸籍関係情報作成用情報の提供について準用する。この場合において、同条の「次の」とあるのは、「第二十二条の二第二項」とある。

規定による通知を行う場合及び次の」と、同条

第一十三条中「第三十五条第一項」とあるのは「第四十五条の二第二項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

第五十条 第二十五条(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らし、又は盜用した者は、三年以下の懲役若しくは五百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十二条 第二十五条(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六章の規定は、戸籍関係情報作成用情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該戸籍関係情報作成用情報を保有してはならない。

第四項及び第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、第四項中「第一項に規定する」とあるのは、「その提供を受けた」と読み替えるものとする。

戸籍関係情報作成用情報については、個人情報保護法第五章第四節の規定は、適用しない。

第六章の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは、「法務大臣又は第四十五条の二第六項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十五号」とあるのは、「第四十五条の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する第十九条第十五号」と読み替えるものとする。

9 第六章の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは、「法務大臣又は第四十五条の二第六項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十五号」とあるのは、「第四十五条の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する第十九条第十五号」と読み替えるものとする。

(主務省令)

第四十六条 この法律における主務省令は、デジタル手令・総務省令とする。

(政令への委任)

第四十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(第九章 罰則)

第四十八条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは確認する事務に従事する者又は從事していた者は、その業務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 法務大臣は、第一項に規定する目的以外の目的のために戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

3 第十九条(第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る。)の規定は、法務大臣による戸籍関係情報作成用情報の提供について準用する。この場合において、同条の「次の」とあるのは、「第二十二条の二第二項」とある。

規定による通知を行う場合及び次の」と、同条

不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役若しくは五百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十条 第二十五条(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らし、又は盜用した者は、三年以下の懲役若しくは五百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十二条 第二十五条(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六章の規定は、戸籍関係情報作成用情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該戸籍関係情報作成用情報を保有してはならない。

第四項及び第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、第四項中「第一項に規定する」とあるのは、「その提供を受けた」と読み替えるものとする。

戸籍関係情報作成用情報については、個人情報保護法第五章第四節の規定は、適用しない。

第六章の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは、「法務大臣又は第四十五条の二第六項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十五号」とあるのは、「第四十五条の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する第十九条第十五号」と読み替えるものとする。

(主務省令)

第四十六条 この法律における主務省令は、デジタル手令・総務省令とする。

(政令への委任)

第四十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(第九章 罰則)

第四十八条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは確認する事務に従事する者又は從事していた者は、その業務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 法務大臣は、第一項に規定する目的以外の目的のために戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

3 第十九条(第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る。)の規定は、法務大臣による戸籍関係情報作成用情報の提供について準用する。この場合において、同条の「次の」とあるのは、「第二十二条の二第二項」とある。

規定による通知を行う場合及び次の」と、同条

人」とあるのは「二人」と、第四十五条第二項中「三人以上」とあるのは「一人以上」とする。附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。(検討等)

第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供において、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする。

二 政府は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受ける者が、当該提供をする者が本人であることを確認するための措置として選択することができる措置の内容を拡充するため、適時に必要な技術的事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

三 政府は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受ける者が、当該提供をして選択することができる措置の内容を拡充するため、適時に必要な技術的・事務的措置を講ずるものとする。

四 政府は、情報提供等記録開示システム(総務大臣の使用に係る電子計算機と第二十三条第三項に規定する記録に記録された特定個人情報についての通知を行つたために設置し、及び運用されるもの)を行うために設置し、及び運用されるものを行う。以下この項及び次項において同じ。」を設置するとともに、年齢、身体的な条件その他の情報提供等記録開示システムの利用を制約する必要を講ずるものとする。

五 政府は、情報提供等記録開示システムの設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて、情報提供等記録開示システムを利用して次に掲げる手続又は行為を行うこと及び当該手続又は行為を

行うために現に情報提供等記録開示システムに電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該手続又は行為を行ふべき者であることのと/orする。法律又は条例の規定による個人情報の開示に関する手続(前項に規定するものを除く。)

二 个人番号利用事務実施者が、本人に対し、個人番号利用事務に関して本人が希望し、又は本人の利益になると認められる情報を提供すること。

三 同一の事項が記載された複数の書面を一又は複数の個人番号利用事務実施者に提出すべき場合において、一の書面への記載事項が他の書面に複写され、かつ、これらの書面があらかじめ選択された一又は複数の個人番号利用事務実施者に対し一の手続により提出されること。

四 政府は、給付付き税額控除(給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるもの)の施策の導入を検討する場合には、当該施策に関する事務が的確に実施されるよう、国の税務官署が保有しない個人所得税に関する情報を関し、個人番号の利用に関する制度を活用して当該事務を実施するために必要な体制の整備を検討するものとする。

五 政府は、運営の効率化を通じた住民の利便性の向上に資する観点から、地域の実情を勘案して必要な協力を行うものとする。

六 政府は、適時に、地方公共団体における行政運営の効率化を通じた住民の利便性の向上に資する観点から、地域の実情を勘案して必要な協力を行うものとする。

第七条 法律第六十八号)附則第一号に掲げる規定の施行日の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十二条(施行期日)
二 第二十二条(規定期限)
三 第二十二条(施行期日)
四 第二十二条(規定期限)
五 第二十二条(施行期日)
六 第二十二条(規定期限)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十二条(施行期日)
二 第二十二条(規定期限)

四号)抄

第一号を加える改正規定に限る。)及び第五十条の規定の施行日の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条及び第二十三条の規定の施行日の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二十二条(施行期日)
三 第二十二条(規定期限)
四 第二十二条(施行期日)
五 第二十二条(規定期限)

一号を加える改正規定に限る。)及び第五十条の規定の施行日の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十二条(施行期日)
二 第二十二条(規定期限)

四号)抄

第一号を加える改正規定に限る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十二条(施行期日)
二 第二十二条(規定期限)

二及び三 略

四 附則第一百四十七条及び第一百四十八条の規定の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十九号)附則第一号に掲げる規定の施行の日のいづれか遅い日(罰則に関する経過措置)

第一号を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十九号)附則第一号に掲げる規定の施行の日のいづれか遅い日(罰則に関する経過措置)

第一号を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)附則第一号に掲げる規定の施行の日のいづれか遅い日(罰則に関する経過措置)

第一号を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十九号)附則第一号に掲げる規定の施行の日のいづれか遅い日(罰則に関する経過措置)

第一号を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十九号)附則第一号に掲げる規定の施行の日のいづれか遅い日(罰則に関する経過措置)

<p>附 則 (平成二五年一月四日法律第九〇号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二五年一月一三日法律第一〇四号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇六号) 抄 (施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二六年三月三一日法律第一〇号) 抄 (施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄 (施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、平成二七年一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄 (施行期日)</p>
--

の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項
及び第四項、第九条から第十二条まで、第十
三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十
七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条
第一項、第三十三条から第三十九条まで、
四十四条、四十六条並びに第四十八条の
規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる
改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、
附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正
規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条
及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高
齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支
援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十
四号）第二条第五項第二号の改正規定（同
条第十四項）を「同条第十二項」に、「同条
第十八項」を「同条第十六項」に改める部分
に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六
条及び第七十条の規定 平成二十七年四月
一日

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる
規定にあっては、当該規定。以下この条におい
て同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則
の規定によりなお従前の例によることとされる
場合におけるこの法律の施行後にした行為及び
この附則の規定によりなお努力を有することと
される場合におけるこの法律の施行後にした行
為に対する罰則の適用については、なお従前
の例による。

（政令への委任）

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び
前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴
い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 平成二七年三月三一日法律第九
号抄（施行期日）

（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そ
れぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そ
れぞれ当該各号に定める日から施行する。

四 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日
イ 及びロ 略

（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そ
れぞれ当該各号に定める日から施行する。

八 第八条中租税特別措置法の目次の改正規
定（第九条の八）を「第九条の九」に改
める部分に限る。）、同法第四条の二第一項
及び第四条の三第一項の改正規定、同法第
八条の二第二項第二号の改正規定、同法第

八 第八条中租税特別措置法の目次の改正規
定（第九条の八）を「第九条の九」に改
める部分に限る。）、同法第四条の二第一項
及び第四条の三第一項の改正規定、同法第
八条の二第二項第二号の改正規定、同法第

八 第八条中租税特別措置法の目次の改正規
定（第九条の八）を「第九条の九」に改
める部分に限る。）、同法第四条の二第一項
及び第四条の三第一項の改正規定、同法第
八条の二第二項第二号の改正規定、同法第

八条の四第一項の改正規定（同項第一号に
係る部分を除く。）、同法第八条の五第一項
の改正規定、同法第九条の三の改正規定
(同項第一号に係る部分を除く。)、同法第
九条の三の二第一項の改正規定、同法第九
条の八の改正規定、同法第二章第一節中同
条の次に一条を加える改正規定、同法第十
条の改正規定、同法第十条の二を削る改正
規定、同法第十条の二第三項の改正規
定、同法第十条の二第二項第一号の改正規
定、同法第三十条の二第二項第一号の改正規
定、同法第三十三条の六第二項の改正規
定、同法第三十七条の三第二項の改正規
定、同法第三十七条の六第二項の改正規
定、同法第三十七条の十第四項第三号の改
正規定、同法第三十七条の十一第二項の改
正規定、同法第十条の三（見出しを含
む）の改正規定、同法第十条の五の二を
削る改正規定、同法第十条の五の三の見出
しの改正規定、同条第十三項の改正規定（同項
中「ものを含む」の下に「。以下この項
において「認定経営革新等支援機関等」と
いうを、「財務省令で定めるもの」の下
に「以下この項において「経営改善指導
助言書類」という。」を加える部分、「も
のの下に「認定経営革新等支援機関等
を除く。」を加える部分及び「平成二十七
年三月三十一日」を「平成二十九年三月三
十一日」に、「当該書類」を「経営の改善
に資する資産としてその交付を受けた経営
改善指導助言書類」に改める部分を除く。）、
同条を同法第十条の五の二とする改正規
定、同法第十条の五の四の改正規定、同
を同法第十条の五の三とする改正規定、同
法第十条の五の五の改正規定、同条を同法
第十条の五の四とする改正規定、同法第十
条の六の改正規定（同項第五号の次
に一号を加える部分及び同項第六号に係る
部分を除く。）、同法第十一条第一項の表の
第一号の改正規定、同法第十一条の三第一
項の改正規定（第三項）を「次項」に改
める部分を除く。）、同法第十三条第二項の
改正規定、同法第十三条の二を削る改正規
定、同法第十三条の三第二項の改正規定
(特定建物等)を「次世代育成支援対策資
産」に改める部分を除く。）、同条第三項の
改正規定、同条を同法第十三条の二とする
規定（特定建物等）を「次世代育成支援対策資
産」に改める部分を除く。）、同法第十七
条第一項の改正規定（第二十五
号）第九条第三項の改正規定（第二十五
号）を「第二十六項」に改める部分に限
る。）及び第一百一十九条の規定

八条の二（見出しを含む。）の改正規定、
同法第二十八条の三第十一項の改正規定、
同法第二十九条の三第十一項の改正規定、
同法第三十条の二第二項第一号の改正規
定、同法第三十三条の六第二項の改正規
定、同法第三十七条の三第二項の改正規
定、同法第三十七条の十第四項第三号の改
正規定、同法第三十七条の十一第二項の改
正規定、同法第十条の三（見出しを含
む）の改正規定、同法第十条の五の二を
削る改正規定、同法第十条の五の三の見出
しの改正規定、同条第十三項の改正規定（同項
中「ものを含む」の下に「。以下この項
において「認定経営革新等支援機関等」と
いうを、「財務省令で定めるもの」の下
に「以下この項において「経営改善指導
助言書類」という。」を加える部分、「も
のの下に「認定経営革新等支援機関等
を除く。」を加える部分及び「平成二十七
年三月三十一日」を「平成二十九年三月三
十一日」に、「当該書類」を「経営の改善
に資する資産としてその交付を受けた経営
改善指導助言書類」に改める部分を除く。）、
同条を同法第十条の五の二とする改正規
定、同法第十条の五の四の改正規定、同
を同法第十条の五の三とする改正規定、同
法第十条の五の五の改正規定、同条を同法
第十条の五の四とする改正規定、同法第十
条の六の改正規定（同項第五号の次
に一号を加える部分及び同項第六号に係る
部分を除く。）、同法第十一条第一項の表の
第一号の改正規定、同法第十一条の三第一
項の改正規定（第三項）を「次項」に改
める部分を除く。）、同法第十三条第二項の
改正規定、同法第十三条の二を削る改正規
定、同法第十三条の三第二項の改正規定
(特定建物等)を「次世代育成支援対策資
産」に改める部分を除く。）、同条第三項の
改正規定、同条を同法第十三条の二とする
規定（特定建物等）を「次世代育成支援対策資
産」に改める部分を除く。）、同法第十七
条第一項の改正規定（第二十五
号）第九条第三項の改正規定（第二十五
号）を「第二十六項」に改める部分に限
る。）及び第一百一十九条の規定

第十条の三一」を「第十条の二から第十条の
四まで」に改める部分を除く。）、同法第二
十四条の三第四項の改正規定、同法第二十
六条第二項第五号の改正規定、同法第二十
九条の二（見出しを含む。）の改正規定、
同法第二十八条の三第十一項の改正規定、
同法第三十条の二第二項第一号の改正規
定、同法第三十三条の六第二項の改正規
定、同法第三十七条の三第二項の改正規
定、同法第三十七条の十第四項第三号の改
正規定、同法第三十七条の十一第二項の改
正規定、同法第十条の三（見出しを含
む）の改正規定、同法第十条の五の二を
削る改正規定、同法第十条の五の三の見出
しの改正規定、同条第十三項の改正規定（同項
中「ものを含む」の下に「。以下この項
において「認定経営革新等支援機関等」と
いうを、「財務省令で定めるもの」の下
に「以下この項において「経営改善指導
助言書類」という。」を加える部分、「も
のの下に「認定経営革新等支援機関等
を除く。」を加える部分及び「平成二十七
年三月三十一日」を「平成二十九年三月三
十一日」に、「当該書類」を「経営の改善
に資する資産としてその交付を受けた経営
改善指導助言書類」に改める部分を除く。）、
同条を同法第十条の五の二とする改正規
定、同法第十条の五の四の改正規定、同
を同法第十条の五の三とする改正規定、同
法第十条の五の五の改正規定、同条を同法
第十条の五の四とする改正規定、同法第十
条の六の改正規定（同項第五号の次
に一号を加える部分及び同項第六号に係る
部分を除く。）、同法第十一条第一項の表の
第一号の改正規定、同法第十一条の三第一
項の改正規定（第三項）を「次項」に改
める部分を除く。）、同法第十三条第二項の
改正規定、同法第十三条の二を削る改正規
定、同法第十三条の三第二項の改正規定
(特定建物等)を「次世代育成支援対策資
産」に改める部分を除く。）、同条第三項の
改正規定、同条を同法第十三条の二とする
規定（特定建物等）を「次世代育成支援対策資
産」に改める部分を除く。）、同法第十七
条第一項の改正規定（第二十五
号）第九条第三項の改正規定（第二十五
号）を「第二十六項」に改める部分に限
る。）及び第一百一十九条の規定

番号の利用等に関する法律第九条第三項の改
正規定（第五十九条第一項から第三項まで）
を「第五十九条第一項、第三項若しくは第四
項」に改める部分に限る。）の規定
（罰則に関する経過措置）

平成三十年一月一日

八条の四第一項の改正規定（同項第一号に
係る部分を除く。）、同法第八条の五第一項
の改正規定、同法第九条の三の改正規定
(同項第一号に係る部分を除く。)、同法第
九条の三の二第一項の改正規定、同法第九
条の八の改正規定、同法第二章第一節中同
条の次に一条を加える改正規定、同法第十
条の改正規定、同法第十条の二を削る改正
規定、同法第三十条の二第二項第一号の改正規
定、同法第三十三条の六第二項の改正規
定、同法第三十七条の三第二項の改正規
定、同法第三十七条的十第四項第三号の改
正規定、同法第三十七条的十一第二項の改
正規定、同法第十条の三（見出しを含
む）の改正規定、同法第十条の五の二を
削る改正規定、同法第十条の五の三の見出
しの改正規定、同条第十三項の改正規定（同項
中「ものを含む」の下に「。以下この項
において「認定経営革新等支援機関等」と
いうを、「財務省令で定めるもの」の下
に「以下この項において「経営改善指導
助言書類」という。」を加える部分、「も
のの下に「認定経営革新等支援機関等
を除く。」を加える部分及び「平成二十七
年三月三十一日」を「平成二十九年三月三
十一日」に、「当該書類」を「経営の改善
に資する資産としてその交付を受けた経営
改善指導助言書類」に改める部分を除く。）、
同条を同法第十条の五の二とする改正規
定、同法第十条の五の四の改正規定、同
を同法第十条の五の三とする改正規定、同
法第十条の五の五の改正規定、同条を同法
第十条の五の四とする改正規定、同法第十
条の六の改正規定（同項第五号の次
に一号を加える部分及び同項第六号に係る
部分を除く。）、同法第十一条第一項の表の
第一号の改正規定、同法第十一条の三第一
項の改正規定（第三項）を「次項」に改
める部分を除く。）、同法第十三条第二項の
改正規定、同法第十三条の二を削る改正規
定、同法第十三条の三第二項の改正規定
(特定建物等)を「次世代育成支援対策資
産」に改める部分を除く。）、同条第三項の
改正規定、同条を同法第十三条の二とする
規定（特定建物等）を「次世代育成支援対策資
産」に改める部分を除く。）、同法第十七
条第一項の改正規定（第二十五
号）第九条第三項の改正規定（第二十五
号）を「第二十六項」に改める部分に限
る。）及び第一百一十九条の規定

八条の四第一項の改正規定（同項第一号に
係る部分を除く。）、同法第八条の五第一項
の改正規定、同法第九条の三の改正規定
(同項第一号に係る部分を除く。)、同法第
九条の三の二第一項の改正規定、同法第九
条の八の改正規定、同法第二章第一節中同
条の次に一条を加える改正規定、同法第十
条の改正規定、同法第十条の二を削る改正
規定、同法第三十条の二第二項第一号の改正規
定、同法第三十三条の六第二項の改正規
定、同法第三十七条の三第二項の改正規
定、同法第三十七条的十第四項第三号の改
正規定、同法第三十七条的十一第二項の改
正規定、同法第十条の三（見出しを含
む）の改正規定、同法第十条の五の二を
削る改正規定、同法第十条の五の三の見出
しの改正規定、同条第十三項の改正規定（同項
中「ものを含む」の下に「。以下この項
において「認定経営革新等支援機関等」と
いうを、「財務省令で定めるもの」の下
に「以下この項において「経営改善指導
助言書類」という。」を加える部分、「も
のの下に「認定経営革新等支援機関等
を除く。」を加える部分及び「平成二十七
年三月三十一日」を「平成二十九年三月三
十一日」に、「当該書類」を「経営の改善
に資する資産としてその交付を受けた経営
改善指導助言書類」に改める部分を除く。）、
同条を同法第十条の五の二とする改正規
定、同法第十条の五の四の改正規定、同
を同法第十条の五の三とする改正規定、同
法第十条の五の五の改正規定、同条を同法
第十条の五の四とする改正規定、同法第十
条の六の改正規定（同項第五号の次
に一号を加える部分及び同項第六号に係る
部分を除く。）、同法第十一条第一項の表の
第一号の改正規定、同法第十一条の三第一
項の改正規定（第三項）を「次項」に改
める部分を除く。）、同法第十三条第二項の
改正規定、同法第十三条の二を削る改正規
定、同法第十三条の三第二項の改正規定
(特定建物等)を「次世代育成支援対策資
産」に改める部分を除く。）、同条第三項の
改正規定、同条を同法第十三条の二とする
規定（特定建物等）を「次世代育成支援対策資
産」に改める部分を除く。）、同法第十七
条第一項の改正規定（第二十五
号）第九条第三項の改正規定（第二十五
号）を「第二十六項」に改める部分に限
る。）及び第一百一十九条の規定

の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二十七年九月九日法律第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条第二項、第十条及び第十二条の規定 公布の日

二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条、第十三条、第二十二条、第二十五条から第二十七条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条並びに第三十七条の規定 平成二十八年一月一日

三 第六条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第十九条第一号及び別表第一の改正規定に限る。）並びに附則第十五条、第十六条、第十九条及び第二十九条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 略

五 第三条及び第六条（番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。）並びに附則第十九条の三、第二十四条、第二十九条の三及び第三十六条の規定 番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

六 第七条並びに附則第十四条、第十七条及び第二十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日（特定個人情報保護委員会がした処分等に関する経過措置）

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前に第四条の規定による改正前の番号利用法（以下この条において「旧番号利用法」という。）又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の处分又は通知

その他の行為は、第二号施行日以後は、第四条の規定による改正後の番号利用法（以下この条において「新番号利用法」という。）又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）を含む。次項において同じ。）又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対してもされている申請、届出その他の行為は、第二号施行日以後は、新番号利用法（旧番号利用法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）を含む。次項において同じ。）又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 第二号施行日前に旧番号利用法又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、第二号施行日前にその手続がされていないものについては、第二号施行日以後は、これを、新番号利用法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（特定個人情報保護委員会規則に関する経過措置）

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に効力を有する特定個人情報保護委員会規則は、第二号施行日以後は、個人情報保護委員会規則としての効力を有するものとする。

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に従前の特定個人情報保護委員会の委員長（委員長又は委員の任命等に関する経過措置）並びに、第一条の規定による改正後の個人情報保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一条の規定による改正後の個人情報保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五十

その他の行為は、第二号施行日以後は、第四条の規定による改正後の番号利用法（以下この条において「新番号利用法」という。）又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）を含む。次項において同じ。）又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対してもされている申請、届出その他の行為は、第二号施行日以後は、新番号利用法（旧番号利用法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）を含む。次項において同じ。）又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 第二号施行日前に旧番号利用法又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、第二号施行日前にその手続がされていないものについては、第二号施行日以後は、これを、新番号利用法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（守秘義務に関する経過措置）

第八条 特定個人情報保護委員会の委員長、委員又は事務局の職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用して届出その他の行為（以下「漏洩行為」という。）を行つた者は、漏洩行為の実行後は、漏洩行為の実行前に該当事務員が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（附則第一号第二号に掲げる規定の施行の際に効力を有する特定個人情報保護委員会規則に関する経過措置）

第六条 附則第一号に掲げる規定の施行の際に効力を有する特定個人情報保護委員会規則は、第二号施行日以後は、個人情報保護委員会規則としての効力を有するものとする。

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に従前の特定個人情報保護委員会の委員長（委員長又は委員の任命等に関する経過措置）並びに、第一条の規定による改正後の個人情報保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一条の規定による改正後の個人情報保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」と総称する。）の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報（新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をいい、行政機関等保有個人情報等匿名加工情報（行政機関等保有個人情報）と総称する。）を含む。）の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人材の体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 附則第一号第二号に掲げる規定の施行の際に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもつて、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、国行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいいう。）に関する対策の的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

附 則 (平成二十八年三月三一日法律第一)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五の三まで 略

五の四 第二条 (第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。)、第七条中地方財政法第

三十三条の四第一項の改正規定及び同法第三十三条の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六条(第六項を除く。)、第十一条、第十四条、第十七条第二項及び第三項、第二十条(第二项を除く。)、第三十一条、第三十二条、第三十五条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第三十七条の三第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条(税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第五十五条の二の改正規定に限る。)、第四十二条から第四十七条まで、第四十八条、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 令和元年十月一日

（政令への委任）

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第七条、第十条及び第十五条の規定並びに次条並びに附則第四条第一項及び第二項、第六条から第十条まで、第四十二条(東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四十八条第二項及び第三項の改正規定に限る。)、第四十四条並びに第四十六条の規定 公布の日

（処分、申請等に関する経過措置）

附 則 (平成二八年五月二七日法律第五)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

附 則 (平成二八年六月三日法律第六)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

（施行期日）

附 則 (平成二八年一月二八日法律第九)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附 則 (平成二九年三月三一日法律第二)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

（施行期日）

附 則 (平成二九年四月二六日法律第二)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第七条(農業災害補償法第二百四十五の二第一項にたゞし書を加える改正規定

(罰則に関する経過措置)

第一百六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四)

(施行期日) 抄

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

附 則 (平成二八年五月二七日法律第五)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第七条、第十条及び第十五条の規定並びに次条並びに附則第四条第一項及び第二項、第六条から第十条まで、第四十二条(東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四十八条第二項及び第三項の改正規定に限る。)、第四十四条並びに第四十六条の規定 公布の日

（処分、申請等に関する経過措置）

附 則 (平成二八年六月三日法律第六)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

附 則 (平成二八年一月二八日法律第九)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附 則 (平成二九年三月三一日法律第二)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

（施行期日）

附 則 (平成二九年四月二六日法律第二)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第七条(農業災害補償法第二百四十五の二第一項にたゞし書を加える改正規定

に限る。)及び第十条の規定並びに附則第六条から第八条まで、第十三条及び第十四条の規定 公布の日

(処分、申請等に関する経過措置)

第一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の施行に係る行政事務を行つべき者は、當該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）

附 則 (平成二九年五月二四日法律第三)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

附 則 (平成二九年五月二四日法律第三)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）

附 則 (平成二九年五月二四日法律第三)

の五第二項第二号の改正規定、同法第四十四条の二の改正規定、同法第五十二条の改正規定、同法第六十八条の十五の五第一項の改正規定（「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に改める部分及び「第十三条第三項」を「第十九条第三項」に、「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に改める部分に限る）、同法第六十八条の十五の六第二項第二号の改正規定、同法第六十八条の二十から第六十八条の二十三までの四条第一項の改正規定、同法第六十八条の四十第一項及び第六十八条の四十二第一項第二号の改正規定並びに同法第八十条第三項の改正規定並びに附則第三十三条、第五十二条第三項、第六十九条第三項及び第一百十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第三項の改正規定（「第二十九条の二第五項」を「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に改める部分に限る。）に限る。）の規定（罰則に関する経過措置）

百五十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

百六十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年五月一七日法律第七号）抄

（施行期日） 一日

第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条ただし書、第八条から第十条までの規定、附則第十一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の九十四の項及び別表第二の百十六の項の改正規定（別表第一の九十四の項に係る部分に限る。）並びに附則第十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置）

第十四条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後までの間においては、前条の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の九十四条の項中「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」とあるのは「の支給」と、「実施」とあるのは「実施又は子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）による同法附則第二条の認定」とする。（政令への委任）

第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日） 令和元年五月二二日 法律第九号抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三条中高齢者の医療の確保に関する法律五百六十条の二の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第六条中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第六十六条第二項の改正規定並びに第八条中国民健康保険法第八十八条第一項及び第二項並びに第十十条の二の改正規定、同一条に一項を加える改正規定並びに同法第一百三十三条の二第一項の改正規定並びに附則第三条、第六条及び第十六条の規定 公布の日二から四まで 略

五 第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第四十五条第三項の改正規定、第七条の規定及び第十二条中介護保険法第一百六十六条第三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第十二条及び第十五条の規定 令和三年四月一日

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

（施行期日） 二〇二〇年四月一日

第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条ただし書、第八条から第十条までの規定、附則第十一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の九十四の項及び別表第二の百十六の項の改正規定（別表第一の九十四の項に係る部分に限る。）並びに附則第十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

四十四の十二」を加える部分に限る。)、同法別表第二の改正規定(第三十条の十一)の下に、「第三十条の四十四の三」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第三の改正規定(第三十条の十二)の下に、「第三十条の四十四の四」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第四の改正規定(第三十条の十二)の下に、「第三十条の四十四の五」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第五の改正規定(第三十条の十五)の下に、「第三十条の四十四の六」を加える部分に限る。)並びに同法別表第六の改正規定、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七条及び第八条の改正規定、同法第九条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第十条、第十二条、第十三条、第十六条の二、第十六条の六、第十六条の七及び第十六条の十一の改正規定、同法第二十二条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第二十九条、第三十五条の二及び第三十五条の七の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同条正規(第六号に掲げる部分を除く。)、同条第三項の改正規定並びに同法第七十一条の二の改正規定並びに附則第四条第三項、第五条及び第七条の改正規定(番号を利用法第二条の七項及び第七条の二の規定に附則第五条第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定)公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(次項において「第六号施行日」という。)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の施行については、なお從前の例による。

(政令への委任)
第九条

(検討)

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置)は、政令で定める。

第二条 附則(令和元年五月三一日法律第一号抄)(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 附則(令和二年三月三一日法律第八号抄)(施行期日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三条 附則(令和三年四月一日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第四条 附則(令和三年四月一日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

第五条 附則(令和三年四月一日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

第六条 附則(令和三年四月一日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

第七条 附則(令和三年四月一日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

第八条 附則(令和三年四月一日)
第一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置)は、政令で定める。

第二条 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (令和元年五月三一日法律第一号抄)(施行期日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 附則(令和二年三月三一日法律第八号抄)(施行期日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三条 附則(令和三年四月一日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

第四条 附則(令和三年四月一日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

第五条 附則(令和三年四月一日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

第六条 附則(令和三年四月一日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

第七条 附則(令和三年四月一日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

第八条 附則(令和三年四月一日)
第一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置)は、政令で定める。

附則 (令和二年三月三一日法律第五号抄)(施行期日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

第二条 附則(令和二年三月三一日法律第八号抄)(施行期日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

第三条 附則(令和三年四月一日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

第四条 附則(令和三年四月一日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

第五条 附則(令和三年四月一日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

第六条 附則(令和三年四月一日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

第七条 附則(令和三年四月一日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

第八条 附則(令和三年四月一日)
第一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置)は、政令で定める。

に改める部分、同条第三十一項中「非課税口座廃止届出書を」を削り、「提出した」と改める部分及び同条第三十三項中「平成三十五年」を「令和五年」に、「二十歳」を「十八歳」に改める部分を除く。」、同法第三十七条の十四の一(第十八条)項の改正規定及び同法第四十二条の三(第四項)の改正規定並びに同法第六十八条第一項から第三項まで、第百六十九条の規定(罰則に関する経過措置)

第一百七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)、同法第三十七条の二(第二の二)の改正規定並びに同法第六十八条第一項から第三項までの規定によりなお從前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合は、当該規定以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合(政令への委任)

(政令への委任)

第一百七十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第一百条の三の改正規定、同法第一百条の十第一項の改正規定(同号に掲げる改正規定を除く。)及び同法附則第二十三条の二(第一項)の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十四条号の改正規定、第二十二条中国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)、次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十一年国民年金等改正法」という。)附則第二十条及び第六十四条並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定、附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定

公布の日(罰則に関する経過措置)

第三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。(政令への委任)

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(号)抄(施行期日)

第一百七十四条 この法律は、公布の日から起算して二年各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第一百条の三の改正規定(同号に掲げる改正規定を除く。)及び同法附則第二十三条の二(第一項)の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十四条号の改正規定、第二十二条中国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)、次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十一年国民年金等改正法」という。)附則第二十条及び第六十四条並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定、附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定

公布の日(号)抄(二から九まで略)

十 附則第九十六条の規定 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号) 附則第五号に定める日

(号)抄(施行期日)

第一百七十五条 この法律は、公布の日から起算して二年各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第一百条の三の改正規定(同号に掲げる改正規定を除く。)及び同法附則第二十三条の二(第一項)の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十四条号の改正規定、第二十二条中国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)、次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十一年国民年金等改正法」という。)附則第二十条及び第六十四条並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定、附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定

公布の日(号)抄(二から九まで略)

十一 附則第九十六条の規定 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号) 附則第五号に定める日

(号)抄(施行期日)

第一百七十六条 この法律は、公布の日から起算して二年各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第一百条の三の改正規定(同号に掲げる改正規定を除く。)及び同法附則第二十三条の二(第一項)の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十四条号の改正規定、第二十二条中国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)、次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十一年国民年金等改正法」という。)附則第二十条及び第六十四条並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定、附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定

公布の日(号)抄(二から九まで略)

十二 附則第九十六条の規定 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号) 附則第五号に定める日

一 第一条中生活困窮者自立支援法第八条の改正規定、第二条中生活保護法目次の改正規定（進学準備給付金）を「進学・就職準備給付金」に改める部分に限る。）並びに同法第八章の章名、第五十五条の五、第五十五条の六、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号、第七十一条第五号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項、第二号、第七十六条の三、第七十八条第三項、第八十一条の二第一項、第八十五条第二項並びに別表第一の改正規定並びに附則第三条及び第五条から第九条までの規定 公布の日

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第八条 第一号施行日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後である場合には、前条中「別表第一の十五の項及び別表第二の九の項」とあるのは、「別表二十三の項」とする。

（政令への委任）

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和六年六月七日法律第四六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条の規定（デジタル社会形成基本法第二十二条の改正規定を除く。）並びに第三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の目次の改正規定（第六条）を「第六条の二」に改める部分に限る。次号において同じ。）及び同法第一章に一条を加える改正規定並びに附則第四条、第六条、第七条及び第十二条の規定並びに附則第十三条中デジタル序設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項第一号の改正規定 公布の日

二 第三条の規定（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

律の目次の改正規定、同法第二条第七項の改正規定、同法第一章に一条を加える改正規定並びに同法第十六条にたゞし書及び各号を加える改正規定（同条たゞし書に係る部分に限る。次号において同じ。）を除く。）並びに附則第八条から第十一条までの規定、附則第十一条（^{「」}を加える部分を除く。）並びに同法第三条中デジタル序設置法第四条第二項第四号の改正規定及び附則第十五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において同法第十二条の改正規定並びに同法第十六条にたゞし書及び各号を加える改正規定（同法第十二条にたゞし書に係る部分に限る。次号において同じ。）を除く。）並びに附則第十六条から第十七条までの規定、附則第十七条（^{「」}を加える部分を除く。）並びに同法第三条中デジタル序設置法第四条第二項第四号の改正規定及び附則第十五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において同法第十七条にたゞし書及び各号を加える改正規定並びに次条の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定並びに同法第十六条にたゞし書及び各号を加える改正規定（同法第十六条にたゞし書に係る部分に限る。次号において同じ。）を除く。）並びに附則第十三条第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和六年六月一二日法律第四七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日

二 及び三 略

四 次に掲げる規定 令和七年四月一日
イから今まで 略

（政令への委任）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条の規定（デジタル社会形成基本法第二十二条の改正規定を除く。）並びに第三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の目次の改正規定（第六条）を「第六条の二」に改める部分に限る。次号において同じ。）及び同法第一章に一条を加える改正規定並びに附則第四条、第六条、第七条及び第十二条の規定並びに附則第十三条中デジタル序設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項第一号の改正規定 公布の日

する法律別表百二十七の項の改正規定（^{「による」}の下に「妊娠のための支援給付、^{「」}を加える部分を除く。）罰則に関する経過措置）

第四十五条 この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（別表（第九条関係））

別表（第九条関係）	第一 厚生労働大臣	二 全国健康保険組合	三 厚生労働大臣	四 全国健康保険組合	五 二國土交通大臣	六 都道府県知事	七 厚生労働大臣	八 都道府県知事
第一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項若しくは健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	健康保険法による保険給付の支給を含む。）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	百零八号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	災害救助法（昭和二十二年法律第一百四十一号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	船員法（昭和二十二年法律第一百四十一号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	船員法（昭和二十二年法律第一百四十一号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	船員法（昭和二十二年法律第一百四十一号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二 全国健康保険組合	厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	百零八号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	災害救助法（昭和二十二年法律第一百四十一号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	船員法（昭和二十二年法律第一百四十一号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	船員法（昭和二十二年法律第一百四十一号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	船員法（昭和二十二年法律第一百四十一号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三 厚生労働大臣	百零八号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	災害救助法（昭和二十二年法律第一百四十一号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	百零八号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	災害救助法（昭和二十二年法律第一百四十一号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	災害救助法（昭和二十二年法律第一百四十一号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	船員法（昭和二十二年法律第一百四十一号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	船員法（昭和二十二年法律第一百四十一号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	船員法（昭和二十二年法律第一百四十一号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

のとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）による保険給付の支給又は社会復帰促進等事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

二年法律第五十号）による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

労働災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）による保険給付の支給又は社会復帰促進等事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

五 厚生労働大臣	五 二國土交通大臣	五 二國土交通大臣	六 都道府県知事	六 都道府県知事	七 厚生労働大臣	八 都道府県知事	九 市町村長
六 都道府県知事	七 厚生労働大臣	八 都道府県知事	九 市町村長	九 市町村長	九 市町村長	九 市町村長	九 市町村長

十九の六 都道府 県知事		十九の七 通訳案 内士法		十九の八 内士法第 五十四条 第三項の 同意を得 た市町村 又は都道 府県の長		十九の九 通訳案 内士法	
二十三 國土	二十三 都道府 県 知事等	二十二 都道府 県 知事	二十一 勞働大臣	二十 市町村 長	二十 都道府 県知事	十九 市町村 長	十九 都道府 県
交通大臣							
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）による建築物調査員資格者証若しくは建築設備等検査員資格者証の交付又は建築基準適合判定資格者若しくは構造計算適合	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百三号）による精神保健指定医の指定に関する事務であつて主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）による全国通訳案内士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

四十三の都道府県知事	調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）による調理師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十三の労働大臣	調理師法による調理師の調理技術の審査に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十四の厚生大臣	国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十五の都道府県知事	国民健康保険法による国民健康保険給付費等交付金の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十六の厚生大臣	国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十七の国民年金基金	その他徴収金の徴収、基金の設立若しくは一時金の支給又は掛金の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十八の国民年金連合	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は掛金の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十九の法人勤労者退職金共済機構	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十の都道府県知事	中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）による退職金、解約手当金又は差額の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十一の市町村長	法律第三十七号）による知的障害者の判定に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十二の都道府県知事	サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関するもの

五十二の住宅地区改良法（昭和三十九年法律第五八四号）第二項	主務省令で定めるもの
五十三の町村長	する事務であつて主務省令で定めるもの
五十四の厚生大臣	理若しくは家賃若しくは敷金の決算若しくは変更又は収入超過者に定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十五の都道府県知事	住宅地区改良法による改良住宅をいう。（以下同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決算若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十六の市町村長	する事務であつて主務省令で定めるもの
五十七の大臣	理若しくは家賃若しくは敷金の決算若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十八の厚生大臣	主務省令で定めるもの
五十九の都道府県知事	主務省令で定めるもの
六十の市町村長	主務省令で定めるもの
六十一の大臣	主務省令で定めるもの
六十二の厚生大臣	主務省令で定めるもの
六十三の都道府県知事	主務省令で定めるもの

五十七の国税庁長官	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十八の厚生大臣	主務省令で定めるもの
五十九の都道府県知事	主務省令で定めるもの
六十の市町村長	主務省令で定めるもの
六十一の大臣	主務省令で定めるもの
六十二の厚生大臣	主務省令で定めるもの
六十三の都道府県知事	主務省令で定めるもの

六十四の都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十五の都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十六の厚生大臣	母子及び父子並びに寡婦福祉法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十七の都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十八の厚生大臣	母子及び父子並びに寡婦福祉法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十九の厚生大臣	母子及び父子並びに寡婦福祉法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十の市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十一の大臣	母子及び父子並びに寡婦福祉法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十二の厚生大臣	母子及び父子並びに寡婦福祉法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十三の都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十四の厚生大臣	母子及び父子並びに寡婦福祉法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十五の都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十六の厚生大臣	母子及び父子並びに寡婦福祉法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十七の都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十八の厚生大臣	母子及び父子並びに寡婦福祉法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十九の都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十の厚生大臣	母子及び父子並びに寡婦福祉法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十一の都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

大臣	厚生労働	九十八	厚生労働	九十七	厚生労働
大臣	厚生労働	九十九	平成八年	平成八年	平成八年
臣生労働大厚	臣生労働大厚	百三	百二	百一	百
都知県府道事	市町	長村	市長	百百	百百
主務省令で定めるもの	介護保険法による介護支援専門員の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	精神保健福祉士法（平成九年法律第三百三十一号）による精神保健福祉士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	精神保健福祉士法（平成九年法律第三百三十二号）による言語聴覚士法（平成九年法律第一百三十二号）による言語聴覚士の免	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

百八 民年金基 金連合会	百九 厚生労働大 臣	百十 農林漁業團 體職員共 濟組合	百十一 市町村長	百十二 独立行政 法人農業 者年金基 金
加入者等に関する原簿若しくは帳簿の記録及び保存又は個人型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一百一号)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	健康増進法(平成十四年法律第二百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第一百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他の徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。以下「平成十三年法律第三十九号」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号。以下「平成二年法律第二十一号」とい

会員年金又は企業会員連続する存続する三号に規定する三十三条第十	百三十区戦略特別法(平成二十九年法律第五百七号)第十五条第二項に規定する指試の第十条	百三十五都道府県知事	百三十一都道府県知事	百三十二文部科大臣	百三十三都道府県知事
省令で定めるもの	国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給、指定医の指定又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの	学士は厚生労働大臣	百三十二文部科大臣
百三十四内閣総理大臣	百三十五公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)による公的給付支給等であつて主務省令で定めるもの	百三十六預金保険機関の長等	百三十五公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)による公的給付支給等であつて主務省令で定めるもの	百三十五公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)による公的給付支給等であつて主務省令で定めるもの	百三十五公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)による公的給付支給等であつて主務省令で定めるもの